

マイナンバーの提示のお願い

マイナンバー制度開始により信用金庫でも、お客さまへマイナンバーの提示をお願いすることがあります。

マイナンバー制度について

平成28年1月より社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が開始されます。

マイナンバー制度では、一人ひとりに異なる個人番号が割り当てられ、社会保障・税・災害対策に活用されます。また、法人には法人番号が割り当てられます。

個人のお客さまへ

「個人番号」は、国民一人ひとりがもつ12桁の番号です。マイナンバー制度の開始にあたって、信用金庫と一定の取引等を行う場合は、税務上、信用金庫へ個人番号の提示が必要になることがあります。

また、個人番号を提示していただく際には、本人確認書類の提示などの手続きが必要となります。

なお、個人番号は、法律で定められた目的以外での使用、他人への提供が禁じられています。

法人のお客さまへ

「法人番号」は、1法人が1つもつ13桁の番号です。

マイナンバー制度の開始にあたって、信用金庫と一定の取引等を行う場合は、税務上、信用金庫へ法人番号の提示が必要になることがあります。

マイナンバーに関する疑問 ～Q&A～

Q. マイナンバー制度はいつから始まりますか？

A. 平成28年1月から始まります。ただし、信用金庫では、それ以前でも、マイナンバー（個人番号・法人番号）を提示していただく場合があります。

Q. マイナンバーはどこで確認できますか？

A. 平成27年10月より、市町村から国民一人ひとりに個人番号が記載された「通知カード」が送付されますので、個人番号はそこで確認できます。

法人番号は、国税庁長官からの書面が通知されますので、そこで確認できます。また、国税庁のホームページで公表されます。

Q. 信用金庫では個人番号をどう取り扱いますか？

A. 信用金庫では、個人番号の取扱いについて、厳格な管理体制の整備を行っています。

なお、個人番号は、法令で定められた目的以外での使用、他人への提供が禁じられています。

※マイナンバー制度に関するご照会は、内閣府「マイナンバーコールセンター」【TEL:0570-20-0178】にお問い合わせください。

マイナンバー制度を悪用した詐欺行為にご注意ください！

不審な電話がありましたら、最寄りの警察署等にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

しまね信用金庫 経営企画部

電話番号：0852-23-5505

※本リーフレットは平成27年10月現在の情報をもとに作成しています。



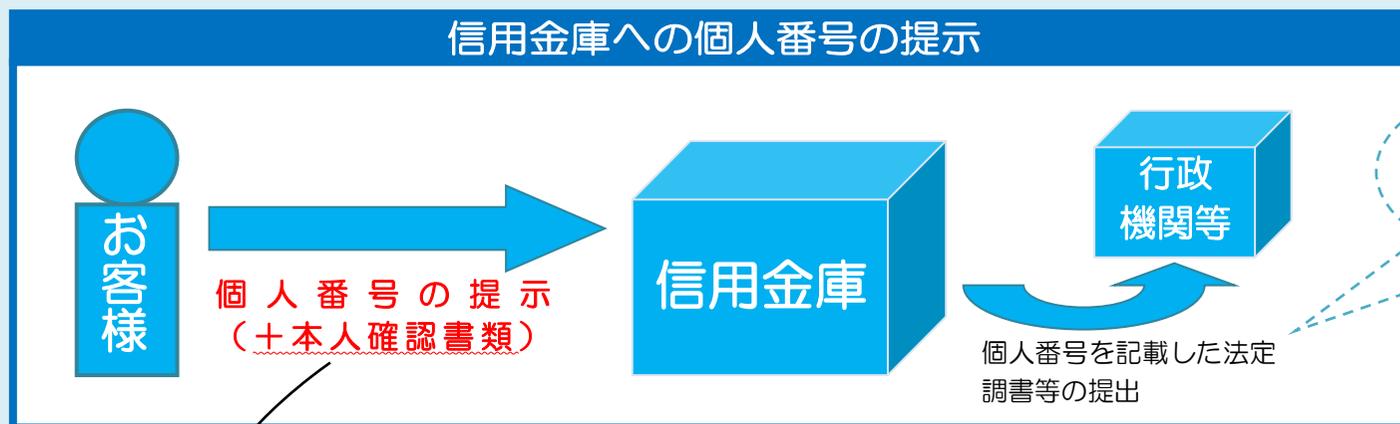
マイナンバー（個人番号・法人番号）の提示のお願い

マイナンバー制度の開始にあたって、一定の取引等を行う場合は、税務上、金融機関等へ個人番号・法人番号の提示が必要になることがあります。

それに伴い、信用金庫へマイナンバーを提示していただく場合があります。

また、個人番号を提示していただく際には、本人確認書類の提示などが必要となります。

（※法人番号を提示していただく際にも、確認書類が必要となる場合があります。）



信用金庫では、個人番号を、法令で定められた手続き以外に利用することはありません！

※ 信用金庫では、平成 28 年 1 月 1 日前からマイナンバーの提示をお願いする場合があります。

本人確認書類の例

①個人番号カードをお持ちのお客様

⇒ 個人番号カード

②個人番号カードをお持ちでないお客様

⇒ 通知カード + 運転免許証等

（又は個人番号が記載された住民票の写し）

マイナンバーの提示をお願いする主な取引

個人のお客様	法人のお客様
• 投資信託・公共債など 証券取引全般 • マル優・マル特 • 財形貯蓄（年金・住宅） • 外国送金 • 信託取引 等	• 投資信託・公共債など 証券取引全般 • 定期預金・定期積金・通知預金 • 外国送金 • 信託取引 等

※このほか、信用金庫へ出資する際にも、マイナンバーを提示していただく場合があります。

※信用金庫では、マイナンバーを法定調書への記載などに利用します。